

注 記 表

令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他の有価証券

市場価格のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法、市場価格のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っています。

また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理（売却原価は移動平均法により算定）しております。

2. 外部出資の評価基準及び評価方法

当組合が保有している外部出資は市場価格のないものに該当しますので、移動平均法に基づく原価法により行っています。

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により行っています。

ただし、自動車・農機・ガス器具・電化製品等耐久資材については個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、生産資材の一部及び生活資材については売価還元法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により行っています。

4. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

法人税法に規定する基準により定率法により償却しています。ただし、法人税法の改正に伴い平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

法人税法に規定する基準により定額法により償却しています。

また、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づき、定額法により償却しています。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権、その他要注意先債権及び要管理先債権については、1年間又は3年間の貸倒実績率の過去における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定した金額を計上しています。

破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

なお、破綻懸念先債権のうち、元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っています。

また、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,194,724千円です。

(2) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末の退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の上記の事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

- (3) 賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する部分を計上しています。
- (4) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。
6. 消費税等の会計処理の方法
消費税及び地方消費税の会計処理については、税抜方式を採用しています。
7. 記載金額の端数処理
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示をしております。
8. その他採用した重要な会計方針
- (1) 事業別収益・費用の内部取引の処理方法
損益計算書の事業収益及び事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部取引を除去した額を記載しております。
また、当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。

II 表示方法の変更に関する注記

1. 会計上の見積もりに関する注記
新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2にもとづき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を適用し、当事業年度より繰延税金資産の回収可能性、固定資産の減損及び貸倒引当金に関する見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載していません。

III 会計上の見積もりに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性
- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
- | | | |
|---------------------|------------|--|
| 繰延税金資産合計 | 378,543 千円 | |
| 繰延税金負債合計 | 146,036 千円 | |
| 貸借対照表に計上した繰延税金資産の純額 | 232,507 千円 | |
- (2) その他の情報
繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。
次年度以降の課税所得の見積りについては、令和元年に作成した中期経営計画等を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。
しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
また、将来の税制改革により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
2. 固定資産の減損
- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
- | |
|------------|
| 302,628 千円 |
|------------|
- (2) その他の情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。
減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。
固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和元年に作成した中期計画等以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。
これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。
3. 貸倒引当金
- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
- | | |
|------------------|--------------|
| ①信用事業資産にかかる貸倒引当金 | 4,872,210 千円 |
| ②経済事業資産にかかる貸倒引当金 | 291,274 千円 |

(2) その他の情報

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、計上していません。

貸倒引当金を計上するにあたっては、資産査定を実施し、当組合の貸出先または経済事業未収取引先の状況等に基づき債務者区分を行っております。

また、担保及び保証等により保全措置が講じられているものについては、担保等の処分可能見込額を算出しております。

これらの債務者区分または処分可能見込額の算出は、将来の不確実な経営環境の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

IV 貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の圧縮記帳額

固定資産の圧縮記帳額は、14,100,178千円です。その内訳は、次のとおりです。

| | |
|------|--------------|
| 建物 | 6,451,994 千円 |
| 構築物 | 625,018 千円 |
| 機械装置 | 4,733,490 千円 |
| 器具備品 | 1,964,186 千円 |
| その他 | 325,488 千円 |

2. 担保に供した資産等

公金取扱事務契約にかかる保証金として、定期預金105,000千円を差し入れております。

また、為替決済にかかる担保として、定期預金10,110,000千円を差し入れております。

3. 子会社等に対する金銭債権・債務

子会社等に対する金銭債権は、101,300千円です。

子会社等に対する金銭債務は、596,459千円です。

4. 理事及び監事に対する金銭債権・債務

理事及び監事に対する金銭債権は、19,882千円です。

理事及び監事に対する金銭債務は、ありません。

5. 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する貸出金の額並びにその合計額

貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する貸出金の額並びにその合計額は次のとおりです。

(単位：千円)

| | 金額 |
|-----------|-----------|
| 破綻先債権 | 447,592 |
| 延滞債権 | 7,243,256 |
| 3カ月以上延滞債権 | 1,500 |
| 貸出条件緩和債権 | 1,151,645 |
| 合計 | 8,843,994 |

なお、それぞれの定義は、以下のとおりです。

イ、「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホに掲げる事由又は第4号に規定する事由が生じているものをいう。

ロ、「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外のもをいう。

ハ、「3カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く。）をいう。

ニ、「貸出条件緩和債権」とは債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権を除く。）をいう。

6. 劣後特約付貸出金の額

貸出金には、他の債権より債務の履行が後順位である旨の特約が付された岐阜県信用農業協同組合連合会に対する劣後特約付貸出金1,716,000千円が含まれています。

V 損益計算書に関する注記

| | |
|-----------------|------------|
| 1. 子会社等との取引高の総額 | |
| 子会社等との取引による収益総額 | 341,468 千円 |
| うち事業取引高 | 272,335 千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 69,132 千円 |
| 子会社等との取引による費用総額 | 38,793 千円 |
| うち事業取引高 | 34,714 千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 4,078 千円 |

2. 減損損失の内容

(1) 資産をグループ化した方法及び共用資産の概要

当組合では、管理会計の単位を基本に施設ごとにグルーピングしています。ただし、施設単体で独立したキャッシュ・フローが把握できない場合は、キャッシュ・フローが把握可能な複数施設を同一のグループとしています。

なお、営農センター、農機センター、農業関係の共同利用施設については、それぞれの地域の共用資産とし、本店、こめ流通センターについては、組合全体の共用資産としております。

また、賃貸資産と遊休資産、業務外固定資産（信用事業資産）については、各固定資産を最小単位としてグルーピングしております。

(2) 当該資産グループの概要と減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの内訳

(単位：千円)

| 場 所 | 用 途 | 種 類 | 減損損失 |
|--------------|-----|---------------|---------|
| 千島支店 | 支店 | 土地・建物・構築物 | 4,667 |
| 荘川支店 | 支店 | 土地・建物・構築物・その他 | 52,771 |
| 国府支店アグリ国府 | 店舗 | 建物・構築物・その他 | 68,271 |
| 萩原支店Aコープ萩原 | 店舗 | 土地・建物 | 29,547 |
| オートパル飛騨高山 | 店舗 | その他 | 969 |
| 吉城自動車整備工場 | 店舗 | 建物・その他 | 5,693 |
| オートパル南益田 | 店舗 | 土地・建物・構築物・その他 | 3,525 |
| 古川給油所 | 店舗 | 土地・建物・構築物・その他 | 2,199 |
| 丹生川給油所 | 店舗 | 建物・その他 | 6,655 |
| JASS-PORT上呂 | 店舗 | 土地・建物・構築物 | 57,240 |
| 在宅サービスステーション | 店舗 | その他 | 1,232 |
| 特産加工センター | 店舗 | 土地・建物・その他 | 69,853 |
| 合 計 | | | 302,628 |

(3) 減損損失を認識するに至った経緯

上記の資産については、営業収支が2期連続の赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減損し減損損失としました。

また、業務外固定資産は、遊休状態で当面の使用見込みがなく、また、土地の市場価格が下落しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失として認識しました。

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額等を基礎とした指標により取り壊し費用を控除して算定しております。

VI 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を岐阜県信用農業協同組合連合会に預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として預金、貸出金及び有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。

また、有価証券は主に債券、投資信託及び株式であり、その他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合では、事業推進部門の金融部と審査部門の審査部に分離し、審査基準及び審査体制の整備などにより、貸出資産の健全性の維持・向上を図っています。審査にあたっては、特定の業種及び貸出先に偏ることのないように留意するとともに、個々の案件についても担保価値のみにとらわれることなく、貸出先の信用力、事業内容及び成長性を十分審査し、リスク管理の徹底を図っています。また、自己査定の実施については、「資産査定要領」に基づいた「資産査定事務手続」により、保有する資産を個別に検討して回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに従い区別して、資産の不良化によりどの程度危険にさらされているかを判断します。

② 市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク要因の変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。

当組合では、金利リスク、価格変動リスク等の市場リスクを把握することにより、収益化及び財務の安定化を図っています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、情報交換及び意思決定を行っています。また、組織面では、金融部資金運用課を市場部門、金融部金融業務課を事務管理部門、金融部金融企画課をリスク管理部門とし、それぞれ相互けん制機能が働くように役割を明確化しています。

〈市場リスクに係る定量的情報〉

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が2%上昇したものと想定した場合には、経済価値が2,832,505千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達にかかる流動性リスクの管理

流動性リスクとは、金融機関の財務内容の悪化や信用の失墜により必要な資金の確保ができなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことです。

当組合では、「ALM委員会」において組合全体の資金繰りリスクを統合管理し、安定的な流動性の確保に努めています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表に含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|---------------|-------------|-------------|-----------|
| 預金 | 235,676,160 | 235,680,468 | 4,308 |
| 有価証券（その他有価証券） | 15,312,423 | 15,312,423 | — |
| 貸出金 | 58,629,643 | — | — |
| 貸倒引当金 | △ 4,872,210 | — | — |
| 貸倒引当金控除後 | 53,757,433 | 55,310,268 | 1,552,835 |
| 資産小計 | 304,746,017 | 306,303,161 | 1,557,143 |
| 貯金 | 310,681,723 | 310,773,965 | 92,241 |
| 負債小計 | 310,681,723 | 310,773,965 | 92,241 |

(2) 金融商品の時価の算定方法

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

また、満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

また、株式は取引所の価格により、投資信託については公表されている基準価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額から、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期貯金及び定期積金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 |
|------|------------|
| 外部出資 | 13,101,368 |

(4)金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 預金 | 235,676,160 | - | - | - | - | - |
| 有価証券のうち満期があるもの | 199,258 | 215,000 | 313,942 | 942,336 | 880,196 | 12,020,932 |
| 貸出金 | 8,913,517 | 5,916,381 | 6,335,604 | 3,936,490 | 3,045,311 | 28,189,407 |
| 合計 | 244,788,936 | 6,131,381 | 6,649,547 | 4,878,827 | 3,925,507 | 40,210,339 |

・貸出金のうち、当座貸越2,091,655千円については「1年以内」に含めています。

・貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等2,271,519千円は償還の予定が見込めないため、含めていません。

(5)貯金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 |
|----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 貯金 | 275,611,173 | 14,273,255 | 14,600,562 | 2,711,975 | 3,484,757 |

・要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅶ 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価等

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：千円)

| | 種類 | 取得原価 又は償却原価 | 貸借対照表計上額 | 差額 |
|------------------------------------|------|----------------|------------|-----------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの | 国債 | 3,703,349 | 3,817,310 | 113,960 |
| | 地方債 | 195,000 | 203,775 | 8,775 |
| | 社債 | 1,401,645 | 1,442,030 | 40,384 |
| | 株式 | 14,414 | 19,847 | 5,432 |
| | 受益証券 | 1,255,473 | 1,386,091 | 130,618 |
| | 投資証券 | 53,133 | 69,976 | 16,843 |
| | 小計 | 6,623,016 | 6,939,030 | 316,014 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの | 国債 | 4,014,558 | 3,936,440 | △ 78,118 |
| | 社債 | 3,102,504 | 3,023,460 | △ 79,044 |
| | 受益証券 | 1,455,025 | 1,408,294 | △ 46,731 |
| | 投資証券 | 5,455 | 5,199 | △ 256 |
| | 小計 | 8,577,543 | 8,373,393 | △ 204,150 |
| 合計 | | 15,200,559 | 15,312,423 | 111,864 |

また、評価差額から繰延税金負債30,460千円を控除した額81,403千円が、その他有価証券評価差額金に含まれています。

2. 売却したその他の有価証券
当期中に売却したその他有価証券は、次のとおりです。

(単位：千円)

| 種類 | 売却額 | 売却益 | 売却損 |
|------|---------|--------|-----|
| 受益証券 | 502,309 | 74,784 | — |
| 投資証券 | 639 | — | 303 |
| 合計 | 502,949 | 74,784 | 303 |

3. 保有目的区分を変更した有価証券
該当はありません。

Ⅷ 退職給付に関する注記

1. 退職給付債務の内容等

- (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度及び全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

- (2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|----------------|------------------|
| 期首における退職給付債務 | 3,192,753 千円 |
| 勤務費用 | 208,278 |
| 利息費用 | 26,499 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | 32,868 |
| 退職給付の支払額 | <u>△ 233,951</u> |
| 期末における退職給付債務 | 3,226,449 |

- (3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|-----------------|------------------|
| 期首における年金資産 | 2,357,067 千円 |
| 期待運用収益 | 22,040 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | 650 |
| 確定給付企業年金制度への拠出金 | 77,938 |
| 特定退職金共済制度への拠出金 | 110,518 |
| 退職給付の支払額 | <u>△ 153,065</u> |
| 期末における年金資産 | 2,415,150 |

- (4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | |
|-------------|------------------|
| 退職給付債務 | 3,226,449 千円 |
| 確定給付企業年金制度 | △ 1,316,080 |
| 特定退職共済制度 | △ 1,099,069 |
| 未積立退職給付債務 | <u>811,298</u> |
| 未認識過去勤務費用 | 0 |
| 未認識数理計算上の差異 | <u>△ 103,773</u> |
| 貸借対照表計上額純額 | <u>707,525</u> |
| 退職給付引当金 | 976,331 |
| 前払年金費用 | △ 268,805 |

- (5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|----------------|--------------|
| 勤務費用 | 208,278 千円 |
| 利息費用 | 26,499 |
| 期待運用収益 | △ 22,040 |
| 数理計算上の差異の損益処理額 | 18,425 |
| 過去勤務費用の損益処理額 | △ 873 |
| 出向者負担金受入額 | <u>△ 458</u> |
| 退職給付費用 | 229,831 |

- (6) 年金資産の主な内訳

| | |
|-------------------|------------|
| ① 確定給付企業年金制度（全共連） | |
| 一般勘定 | 100 % |
| ② 特定退職金共済制度 | |
| 債券 | 63 % |
| 年金保険投資 | 26 % |
| 現金及び預金 | 6 % |
| その他 | <u>5 %</u> |
| 合計 | 100 % |

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

| | |
|-----------------|--------|
| ① 割引率 | 0.83 % |
| ② 長期期待運用収益率 | |
| 確定給付企業年金制度（全共連） | 1.10 % |
| 特定退職金共済制度 | 0.73 % |
| ③ 数理計算上の差異の処理年数 | 10 年 |
| ④ 過去勤務費用の処理年数 | 10 年 |

2. 厚生年金と農林年金の統合に伴う特例業務負担金の金額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金54,460千円を含めて計上しています。

また、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は612,841千円となっています。

IX 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳等

| | |
|--------------|--------------------|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金 | 1,628,118 千円 |
| 退職給付引当金 | 265,855 |
| 賞与引当金 | 62,272 |
| 減損損失 | 150,240 |
| 役員退職慰労引当金 | 22,861 |
| その他 | 197,430 |
| (小計) | <u>2,326,777</u> |
| 評価性引当額 | <u>△ 1,948,233</u> |
| 繰延税金資産合計 | 378,543 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額 | △ 30,460 |
| 適格合併に伴うみなし配当 | △ 42,380 |
| 前払年金費用 | △ 73,195 |
| 繰延税金負債合計 | <u>△ 146,036</u> |
| 繰延税金資産の純額 | 232,507 |

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

| | |
|----------------------|-------------|
| 法定実効税率 | 27.23 % |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 1.65 |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △ 7.39 |
| 住民税均等割等 | 3.21 |
| 評価性引当額の増減 | 9.77 |
| 税額控除 | △ 0.45 |
| その他 | 1.17 |
| 差異計 | <u>7.96</u> |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 35.19 % |